

社 労 連 第 1 7 2 号
平成 2 4 年 4 月 9 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件の一部を改正する件について

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省年金局事業管理課長より別紙のとおり情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページ「会員専用ページ」に掲載しておりますことを申し添えます。

(担当：業務部企画課)

別紙

事 務 連 絡

平成24年3月30日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件の一部を改正する件について

標記について、平成24年3月30日付け年管発0330第2号により日本年金機構理事長あて、同日付け年管発0330第3号により地方厚生（支）局長あて発出しましたので、お知らせします。

年管発 0330 第 2 号
平成 24 年 3 月 30 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件
及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料
の額を定める件の一部を改正する件について

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件（平成 24 年厚生労働省告示第 193 号。以下「追納告示」という。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 194 号。以下「中国残留邦人等告示」という。）が別添のとおり告示されたので通知する。

これらの告示の内容は下記のとおりであるので、実施に当たっては遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 告示の内容

（1）追納告示

- ① 国民年金法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度に平成 14 年 4 月から平成 22 年 3 月までの月分に係る保険料を追納する場合（平成 22 年 3 月の保険料を平成 24 年 4 月に追納する場合を除く。）に納付すべき額を定めたこと。
- ② 平成 14 年 4 月から実施された半額免除制度について、平成 24 年度に平成 14 年 4 月から平成 22 年 3 月までの月分に係る保

険料を追納する場合（平成２２年３月の保険料を平成２４年４月に追納する場合を除く。）に納付すべき額を定めたこと。

- ③ 平成１８年７月から実施された４分の３免除制度及び４分の１免除制度について、平成２４年度に平成１８年７月から平成２２年３月までの月分に係る保険料を追納する場合（平成２２年３月の保険料を平成２４年４月に追納する場合を除く。）に納付すべき額を定めたこと。

（２）中国残留邦人等告示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第９条第２項の規定に基づき、基準永住帰国日が平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの間にある者が国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定めたこと。

- ２．追納告示及び中国残留邦人等告示の適用年月日は平成２４年４月１日であること。

年管発 0330 第 3 号

平成 24 年 3 月 30 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

（ 公 印 省 略 ）

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件
及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料
の額を定める件の一部を改正する件について

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件（平成 24 年厚生労働省告示第 193 号。以下「追納告示」という。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 194 号。以下「中国残留邦人等告示」という。）が別添のとおり告示されたので通知する。

これらの告示の内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知をお願いします。

記

1. 告示の内容

（1）追納告示

- ① 国民年金法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度に平成 14 年 4 月から平成 22 年 3 月までの月分に係る保険料を追納する場合（平成 22 年 3 月の保険料を平成 24 年 4 月に追納する場合を除く。）に納付すべき額を定めたこと。
- ② 平成 14 年 4 月から実施された半額免除制度について、平成 24 年度に平成 14 年 4 月から平成 22 年 3 月までの月分に係る保

険料を追納する場合（平成２２年３月の保険料を平成２４年４月に追納する場合を除く。）に納付すべき額を定めたこと。

- ③ 平成１８年７月から実施された４分の３免除制度及び４分の１免除制度について、平成２４年度に平成１８年７月から平成２２年３月までの月分に係る保険料を追納する場合（平成２２年３月の保険料を平成２４年４月に追納する場合を除く。）に納付すべき額を定めたこと。

（２）中国残留邦人等告示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第９条第２項の規定に基づき、基準永住帰国日が平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの間にある者が国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定めたこと。

- ２．追納告示及び中国残留邦人等告示の適用年月日は平成２４年４月１日であること。

○厚生労働省告示第百九十三号
国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

一 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、平成十四年四月から平成二十二年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条、第九十条第一項、第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十四年四月に平成二十二年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十二年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十四年四月に平成二十二年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、平成十四年四月から平成二十二年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十四年四月に平成二十二年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十二年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十四年四月に平成二十二年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

別表第一

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	一四、九四〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	一四、七二〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一四、五一〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、五六〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、六一〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一四、六四〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一四、七六〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一四、八四〇円

別表第二

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	一〇、九五〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一〇、九七〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一一、〇七〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一一、一二〇円

別表第三

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	七、四七〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	七、三六〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	七、二六〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	七、二八〇円

別表第四

平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	七、三〇〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	七、三二〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	七、三七〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	七、四二〇円
平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	三、六五〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	三、六五〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	三、六九〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	三、七〇〇円

○厚生労働省告示第百九十四号
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政
令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件（平成二十一年厚生労働
省告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日
表に次のように加える。
厚生労働大臣 小宮山洋子

基準永住帰国日が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十 一日までの間にある者	一一、五〇〇円
--	---------